

知って得する!

法律コラム

トラブルを防ぐ遺言書の王道とその限界



弁護士 杉山賢伸

弁護士法人よつば総合法律事務所

全国6拠点(千葉・柏・船橋・東京・大阪・名古屋)、弁護士20名以上が在籍している法律事務所。経営法務全般。特に、人事労務問題、契約書等のリーガルチェック、紛争対応(債権回収・株主間紛争・その他企業様の各種訴訟)が主な取扱業務。

千葉県内の企業様を中心に450社強の企業様と顧問契約を締結(2024年11月1日時点)。

お問い合わせは、お電話(043-306-1110)かメール(info@yotsubasougou.com)にて。



こちらから企業法務サイトがご覧になれます。

1 はじめに

自分の死後、残された家族が相続で揉めてほしくない。弁護士として相談を受ける中で、皆様が最も切実に願われるのは、財産の多寡ではなく「家族の円満」です。そのための有効な手段として遺言書がありますが、実は「書けば安心」というわけではありません。

遺言書には、法的に有効性を高めるための「王道」がある一方で、書面だけでは解決できない「心の限界」も存在します。今回は、家族の絆を守るために知っておきたい、遺言書作成のポイントと向き合い方を整理してみましょう。

2 遺言書の王道

(1) 公正証書遺言を選ぶ

自筆の遺言は手軽ですが、書き方の不備で無効になったり、紛失や改ざんの疑いを持たれたりするリスクがあります。公証役場で作成する「公正証書遺言」なら、専門家が関与し原本も保管されるため、方式の有効性をめぐる不安を軽減できます。

(2) 「何を、誰に」を具体的に記す

「妻に多めに」「兄弟仲良く」といった抽象的な表現は、結局のところ相続人同士での話し合いが必要になり、トラブルの火種を残してしまいます。誰がどの財産を受け継ぐのかを一読してわかるよう、具体的に明記することで、紛争の可能性を小さくすることができます。

(3) 遺言執行者を決めておく

遺言の内容を具体的に実現する権限を持つ「遺言執行者」を指定しておきましょう。弁護士などの第三者や信頼できる親族を決めておくことで、預貯金の解約や名義変更の手続きをスムーズに進められ、相続人同士の無用な対立を防ぐことができます。

3 遺言書の限界

どれほど完璧な遺言書を作っても、それだけで全ての相続問題が解決するわけではありません。遺言書には、どうしても手が届かない「限界」があることも理解しておく必要があります。

(1) 相続人の納得感までは手当が難しい

法的に問題の少ない内容であっても、それを見た相続人が「自分は大切にされていなかった」と感じてしまえば、家族関係に深い溝が生まれてしまいます。

(2) 遺留分への配慮には戦略的な対応が重要

また、内容に偏りがあれば、遺留分を請求する相続人が現れることは十分に考えられます。

もちろん、遺留分に配慮した遺言書を作成するという考え方はありますが、それは遺産に一定の現金・預貯金といった流動資産があるからこそ採りやすい方法でもあります。

遺産の内容や規模によっては、そのような調整自体が難しいことも少なくありません。したがって、生命保険金の活用といった戦略的な対応が重要になります。

4 おわりに

内容が特定の誰かに偏ってしまう場合などは、ぜひ「付言(ふげん)事項」を活用してみてください。そこになぜそのような分け方をしたのか、これまでの感謝や家族の幸せを願うメッセージを添えることで、相続人の受け止め方は大きく変わります。

遺言書は強力なツールですが、万能薬ではありません。相続人が揉めるリスクを少しでも小さくするために、遺言の作成前には弁護士に相談するのがおすすめです。